

### 公立大学法人宮城大学評価委員会条例案

公立大学法人宮城大学評価委員会条例案	条例案作成に当たっての検討要素
<p><b>公立大学法人宮城大学評価委員会条例</b></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第11条第3項の規定に基づき、公立大学法人宮城大学評価委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p><b>【基本方針】</b> 公立大学法人宮城大学評価委員会(仮称)は、法人の業務実績に関する評価等を行うための県の附属機関として、平成20年度に設置する。 「県立こども病院」は、「地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会条例」</p> <p><b>【地方独立行政法人法】</b> 第11条 設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、執行機関の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)を置く。 2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。 二 その他この法律又は条例によりその権限に属させられた事項を処理すること。 3 前項に定めるもののほか、<u>評価委員会の組織及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、条例で定める。</u></p>

公立大学法人宮城大学評価委員会条例案

条例案作成に当たっての検討要素

(組織等)

- 第2条 委員会は、委員5人以内で組織する。  
 2 委員は、教育研究又は経営に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。  
 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
 4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

- 第3条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。  
 2 臨時委員は、当該特別の事項に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。  
 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

【委員関係】

	法人の設立団体(28団体)	国立大学法人評価委員会令
定数	「5人」が最も多く21団体	20人以内
資格	「経営又は教育研究(教育研究又は経営)に関し学識経験のある者(を有する者)」とする内容が最も多く15団体	大学又は大学共同利用機関に関し学識経験のある者
任期	28団体すべてが「2年」	2年
再任	26団体が「可」(残る2団体も不可とはしていない)	可

「県立こども病院」は、「定数：6人」「資格：医療又は経営に関し優れた識見を有する者」

「基本方針」における記載事項

外部有識者には、大学における教育研究の特性に配慮する観点から、大学に関し広くかつ高い識見を有する者を含むこととする。

【臨時委員関係】

	法人の設立団体 (規定あり 26団体)	国立大学法人評価委員会令
資格	「特別の事項に関し学識経験のある者(を有する者)」とする内容が最も多く15団体	特別の事項に関し学識経験のある者

「県立こども病院」は、「特別の事項に関し優れた識見を有する者」

公立大学法人宮城大学評価委員会条例案	条例案作成に当たっての検討要素
<p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。</p> <p>2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。</p> <p>3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。</p> <p>2 委員会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。</p> <p>3 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(意見の聴取等)</p> <p>第6条 委員会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。</p>	

公立大学法人宮城大学評価委員会条例案	条例案作成に当たっての検討要素			
<p>附 則</p> <p>( 施行期日 )</p> <p>1 この条例は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。 ( 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正 )</p> <p>2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和 2 8 年宮城県条例第 6 9 号)の一部を次のように改正する。 別表に次のように加える。</p> <table border="1" data-bbox="257 643 1081 719"> <tr> <td data-bbox="257 643 705 719">公立大学法人宮城大学評価 委員会の委員及び臨時委員</td> <td data-bbox="705 643 981 719">出席 1 回につき 11,600 円</td> <td data-bbox="981 643 1081 719">6 級</td> </tr> </table>	公立大学法人宮城大学評価 委員会の委員及び臨時委員	出席 1 回につき 11,600 円	6 級	<p>【施行期日】</p> <p>「県立こども病院」は、公布の日(平成 17 年 7 月 14 日)から施行。</p>
公立大学法人宮城大学評価 委員会の委員及び臨時委員	出席 1 回につき 11,600 円	6 級		